

明治十七年・星亨官吏侮辱事件の一考察

寺 崎 修

一 は し が き

- 二 事 件 の 概 要
- 三 新潟輕罪裁判所における裁判
- 四 大審院への上告とその取り下げ
- 五 新潟監獄本署の生活
- 六 む す び

一 は し が き

明治十七年九月二十一日、新潟市西堀通の不動院において開催された自由党政談演説会で同党幹事の星亨が行つた「政治の限界」と題する演説が官吏侮辱罪に問われ、同年十二月十八日、彼は、新潟輕罪裁判所において「重禁錮六カ月」の判決をうけた。無罪を主張する星は、大審院へ上告したが、十八年三月三十日にいたり、これを取り下げ、

第一審判決に服し、新潟監獄本署に入獄した。世にいう星亨官吏侮辱事件がこれである。

従来、この事件の内容を伝える資料は、数多くあるが、戦前においてこれに言及した文献としては、岡田亮太「栃木県第一撰挙区衆議院議員候補者星亨君小伝」⁽¹⁾（明治二十五年）、藤井竹官「政界名士星亨」⁽²⁾（明治三十四年）、都沢胖「星亨」⁽³⁾（明治三十九年）、「自由党史」⁽⁴⁾（明治四十三年）、奥平昌洪「日本弁護士史」⁽⁵⁾（大正三年）、伊藤痴遊「巨人星亨」⁽⁶⁾（昭和二年）、中村吉蔵「星亨」⁽⁷⁾（昭和三年）、永木千代治「新潟県政党史」⁽⁸⁾（昭和十年）、伊藤痴遊「国会開設政党秘話」⁽⁹⁾（昭和五年）、同「籠底一掃——第五稿——」⁽¹⁰⁾（昭和十一年）等々を示しうる。しかし、そのほとんどは、「自由燈」⁽¹¹⁾そのほかの新聞報道記事にもとづく簡略なものであり、その内容は、それらの要約が大半である。⁽¹²⁾もつとも、伊藤・前掲「巨人星亨」⁽¹³⁾は、上記の諸書のなかでは、異色の著作であり、そこにはいくつかの貴重な内容が含まれているといわなければならぬが、しかし、これとても物語の域を出るものではなく、事件全体の深層にせまる文献とはいがたい。

終戦以降、自由民権運動史研究が飛躍的な進展をみるとともに、星亨に関しても、すぐれた研究があいついで発表されるにいたつた。すなわち、前田蓮山「星亨伝」⁽¹⁴⁾（昭和二十三年）、中村菊男「明治的人間像——星亨と近代日本政治——」⁽¹⁵⁾（昭和三十二年）、同「星亨」⁽¹⁶⁾（昭和三十八年）がそれである。右の二氏によるこれらの著作は、いずれも星家秘蔵の新資料を利用した労作であり、これによつてこれまでの星亨研究が大きな前進をみたことは、疑う余地のないところであろう。

しかしながら、右記の著作は、いずれも星亨の生涯を探求することに主眼を置いたものであり、官吏侮辱事件そのものについての究明は、かならずしも充分とはいえない。星家所蔵の「星亨関係文書」には、「星先生伝記資料」、「官吏侮辱事件公判傍聴筆記」、「出頭猶予願草稿」、「上申書」、「勾留状」、「出頭通知」、「帰省追願草稿」等々、官吏侮

辱事件関係の貴重資料が数多く含まれているが、右記の著作には、わずかに「星先生伝記資料」のみが利用されているにすぎず、それ以外の資料は、いずれも省略されているからである。また、昭和五十年五月、「法学セミナー」誌上に発表された森長英三郎「星亨官吏侮辱事件⁽¹⁶⁾」は、国立公文書館所蔵の「公文録」を利用した意欲作であり、独立した論考でこの事件を取りあげた唯一の文献として注目すべきであるが、上記の諸資料が利用されていないという点では同様である。

本稿は、従来の明治史研究において、独立した論考でこの事件が取りあげられたことがほとんどなかつた⁽¹⁷⁾といふ縦緯と、「星亨関係文書」所載の官吏侮辱事件関係資料の多くが、これまで全く知られていないという状況に鑑み、右の「星亨関係文書」を中心に、「自由燈」「新潟新聞」等々の記事、さらには、「明治十七年公文録司法省全」所載の「徒六位星亨犯罪処分ノ件⁽¹⁸⁾」と題する記録等々を利用して、できるかぎり詳しく述べこの事件の全容を究明しようとするものである。

この拙ない小論により、当時、自由党幹事として党内にもつとも発言力のあつた星がはからずも遭遇した官吏侮辱事件の全貌が明らかとなり、あわせて、この事件が同党に及ぼした影響の一端が究明されるとするならば、筆者としてこれにすぎる慶びはない。⁽¹⁹⁾

(1) 岡田亮太「栃木県第一撰挙区衆議院議員候補者星亨君小伝」・六頁—七頁。^(選)

(2) 藤井竹官「政界名士星亨」・二三頁。

(3) 都沢胖「星亨」・五四頁—五九頁。

(4) 「自由党史」中巻（岩波文庫版）・三九一頁—三九九頁。

(5) 奥平昌洪「日本弁護士史」・四七五頁一四八二頁。

(6) 伊藤痴遊「巨人星亨」・一二二四頁一一六〇頁。なお、この「巨人星亨」は、のちに「星亨」の標題で「伊藤痴遊全集」に収録された（第九巻・昭和四年）。

(7) 中村吉蔵「星亨」・改造・昭和二年七月号・創作大附録・六一頁一一三頁。なお、この「星亨」は、星の生涯を戯曲化したものであり、のちに「日本戯曲全集」に収録された（第四十三巻・現代篇第一一輯・昭和三年・三三〇頁一三二七頁）。また、仲木貞一氏によると、この戯曲は、昭和二年「八月に新国劇によつて帝国劇場で上演され、沢田正二郎の星亨は大成功を得た」（仲木貞一「小伝及解題」・前掲書・六九四頁）という。

(8) 永木千代治「新潟県政党史」・一三八頁一一四七頁。

(9) 伊藤痴遊「国会開設政党秘話」・伊藤痴遊全集・第十五巻・四〇五頁一四三九頁。

(10) 伊藤痴遊「籠底一掃——第五稿——」・痴遊雑誌・第二巻第一二号・二四頁一三五頁。

(11) 「自由燈」は、明治十七年五月十一日、星によつて創刊された日刊新聞である。同新聞は、のちに「燈新聞」、ついで「めざまし新聞」と改題したが、二十一年七月、村山龍平に買収されて「東京朝日新聞」となった（内川芳美「東京都新聞史・その一」・地方別日本新聞史・昭和三十一年・一二三三頁、朝日新聞社社史編集室「東京朝日新聞編年史」改巻一・昭和三十六年・一頁）。

(12) たとえば、岡田・前掲「栃木県第一撰挙区衆議院議員候補者星亨君小伝」は、この事件について、「明治十八年北越に漫遊し新潟に於て地方有志者の請を容て演説を為せしが忽ち政府噴怒に触れ禁錮の刑を受るに至れり」（六頁一七頁）と述べているにすぎず、また、都沢・前掲「星亨」にしても、この事件の判決書を掲載しているだけである（五四頁一五九頁）。

(13) 「巨人星亨」の執筆者である伊藤痴遊氏は、十七年間、星の門下生であった人である（伊藤痴遊「星亨の私生活」・痴遊雑誌・第二巻第一一號・昭和十一年十一月・六八頁）。したがつて、そこには、星の身辺にいなければとうてい知りえない貴重な逸話や体験が述べられている。

(14) 星家所蔵の「星亨関係文書」は、現在は星家の委託をうけて、国立国会図書館憲政資料室に保管されている。

(15) 「星先生伝記資料」は、中野寅次郎氏によつて明治末期から大正にかけて集められ整理された膨大な資料を含む稿本である

(中村菊男「明治的人間像——星亨と近代日本政治」)・昭和三十二年・序文)。しかし、星の伝記編纂事業は、中途で挫折し、今までそれが公刊されるにいたらないでいることは、寔に残念である。

(16) 「法学セミナー」・第二六四号・昭和五十年五月・七四頁以下。なお、この「星亨官吏侮辱事件」は、その後、森長英三郎「裁判自由民権時代」(昭和五十四年・九一頁—九八頁)に収録された。

(17) 戦後のそのほかの研究で、この事件に言及したものとしては、服部之総「明治の政治家たち」上巻・昭和二十五年・八四頁—八七頁、新潟県警察史編さん委員会「新潟県警察史」・昭和三十四年・四一〇頁—四二三頁、松尾章一「星亨」・日本人物史大系・第六巻・昭和三十五年・八四頁—八七頁、朝日新聞社社史編集室「東京朝日新聞史」改巻一・昭和三十六年・四一頁—四二頁、小西四郎編「人物・日本の歴史」第十二巻・明治のない手・下・昭和四十一年・七頁—四一頁、新潟県史研究会「新潟県百年史」上巻・昭和四十三年・三七一頁、有泉貞夫「星亨研究ノート」・東京商船大学研究報告(人文科学)・第三一号・昭和五十六年三月・六七頁、等々を示すことができる。しかし、それらは、いずれもこの事件の解明をめざしたものではなく、その記述は、簡略である。

(18) 「従六位星亨犯罪処分ノ件」は、昭和五十六年十二月に刊行された井出孫六・我部政男・比屋根照夫・安在邦夫編「自由民権機密探偵史料集」に、その全文が登載されている。なお、「自由民権機密探偵史料集」の資料価値そのほかについては、筆者の「書評」があるので、それを参照されたい(法学研究・第五十五卷第四号・昭和五十七年四月・一二七頁以下)。

(19) なお、本稿において資料の引用に際しては、適宜句読点を施した。また、旧漢字体については、現在一般に使用されているものに、モ、フなどの合字については、トモ、コトなどに、ム、カなどの変体仮名については、ニ、ヨリなどに、それぞれ改めた。

二 事件の概要

明治十七年九月二十一日、新潟区西堀通五番町不動院で開催された政談演説会において、星亨は、「政治ノ限界」

と題する演説を行つた。この演説は、その標題に示されているごとく、政治の限界をロシアとドイツの二国に例をとり、これを道理上と実際上の二つに区別して論じたものであり、それは、次の言辞をもつて始められている。⁽¹⁾

私ノ演題ハ茲ニ掲ケアル如ク政治ノ限界ト云フニアリ。之レヲ簡単ニ述レハ、政治ノ限リト謂フ事ニシテ、之レヲ道理上ト實際上ノ二ツニ區別シテ御話致ス訳ナリ。倘又、私カ演説中政府政治ト述フルモノハ世界ノ例ヲ掲ケテ説カシ。併シ世界トハ余リ広ク漠トシテ居レハ、先ツ例ヲ魯西亞ト独逸ノ政府ニ取ルヲ以テ、其ノ積リテ聞カレンコトヲ望ム。

星がその冒頭において、あえて「魯西亞ト独逸ノ政府」に例をとることを明言したのは、監臨警察官に対する配慮からである。星は、会場内の警察官にむかい、自分の演説が日本政府に対する批判ではないことを強調し、その上で本論に入り、「諸君是レヨリ先ツ道理上政治ノ限界ハ何ニ迄ナルカヲ説カ⁽²⁾ン」と述べ、さらに、道理上の政治の限界を次のごとく論じたのである。⁽³⁾

夫レ、政府ノ務メハ二ツアリ。外ハナシ。第一外患ヲ防ク事、第二内憂ヲ治メル事ナリ。……此ノ二ツアレハ政府ハ足ルモノニシテ、其ノ外トノ事ハ、外務省トカ何ントカ云フ処カアリマス。併シ私シハマタ完全ト思ハレス。又内憂ノ事ハ内務省トカ謂フモノカアリマス。之レ以テ完全ト謂ヒ難シ。……而シテ兵隊ヲ募ルニモ國ニヨリテ各々其ノ方法異ナリ、或ハ國民何十歳以上ノ者ハ義務トシテ募ル國アリ。或ハ志願兵ヲ以テ兵隊ヲ組織スルモアレトモ、私ノ例ニ引キタル独魯ノ國ニハイヤデモオウデモ之レニ当ルモノヲ募ルノ制ナリ。私シハ此義務トシテ兵隊ヲ募ル制ヲワルイト思ハル。且道理ヲ以テ云ヘハ、兵隊ハ成ル丈ヶ不足ニスルヲヨロシトス。又嫌フ者ヲ募リテモ益ナキ事ナリ。然ルニ彼ノ魯國中、独逸ニハ、目今益々兵備ヲ拡張センコトヲ汲々務ム。私ハ決シテ宜キ事トハ思ハレス。諸君之レハ我國ノコトヲ指スコトテハナイカラ乞フ之ヲ了セヨ。

ついで、彼は、「是ヨリ政治上實際ノ限界ハ何レ迄ナルカヲ吟味セン」⁽⁴⁾と述べ、實際上の政治の限界につき論旨を進め、次のごとく論じた。⁽⁵⁾

抑モ今日農商工業ヲ勧ムルハ、内政ノ必要坏ト説ク者アルハ、甚タ間違タ見込ナリ。何トナレハ、今外患アルニ方リテ農商工業進歩シ居レハ、之ヲ以テ防クコト出来ルカ、決シテ出来サルヘシ。加之商法ハ抑モ商人ノ為ス処ニシテ、決シテ官ノ干渉スルモノニアラス、官ノ干渉ノ為メニ却テ害多クシテ益ニ少シ。……然ルニ我国テハナイ彼ノ魯独二国ニハ或ハ鐵道ヲ官設ニシ、或ハ電信ヲ世話シ、或ハ郵便ニ干渉セリ。……然レハ右等ニ政府カ干渉シテ國稅ヲ費シ損ヲシテ居ルハ甚タ惡シキコトナリ。其上彼ノ國ニハ宗教上ニテ干涉シテ教正タノ講議^(ママ)タノト色々世話ヲナシ、又教育上ニ就テモ此ノ本ハ自由主義ノ本タカラ読ムナトカ、教育ノ方法ハケ様為サナケレハナラヌトカ、又日本テハ町村会ト云フカ英國テハ云々、之レ等ニ頻リニ干渉ヲ為サル、ハ尤モ宜シカラス。……然レハ是レハ貴族アレハ平民ト身体ニ驗シノナイモノヲ、特ニ政府カ規則ヲ以テ其等級ヲ拘エルハ実ニ政治ノ限界ヲ超ヘテ所謂余計ナコトヲ為シテ居ルモノナリ。啻ニ余計ナ御世話ノミナラス、甚タ害アリ。故ニノ等級ハ天爵則チ自然ノ期スル処ヲ以テセサル可ラス。私カ政治ヲ取ル時ハ斯ノ如キ余計ノ害ノアルコトヲ断然止メテ仕舞マス云々。

以上が星の演説の概要であるが、監臨官警部福留昌親⁽⁶⁾（のちに倉山と改姓）によつて演説の中止と会場の解散が命じられたのは、この直後のことであった。この日の演説会の模様を伝える「自由新聞」の記事は、次の通りである。⁽⁷⁾

抑も星氏が去月十一日新潟不動院に於ての演説即ち政治の限界でふ題にて述べられし事項は、第一には凡そ政治なる國家權の限界は何の地位にまで画定せらるや否の義を明かにし、第二には露日両國の現今政治干渉の実例を挙げ、着々之を駁倒したる末、星氏は一声発揚して若し余をして露民たらしめば断じて斯る弊政を行はずと演ぜらるゝや否や、臨監の警部より治安妨害の廉を以て中止を厳達せられたり。

しかし、監臨官より演説中止を命じられたとはいえ、星がここで現行犯逮捕されることはなかつた。右の新聞報道にあるごとく、警察当局は、「治安妨害ニテ中止解散ヲ命」⁽⁸⁾するにとどまり、すくなくともこの時点では、彼を官吏侮辱罪に問おうとする動きは、まだ、全くみられなかつたといえる。星の演説を監臨していた福留警部は、このとき星を現行犯で逮捕しなかつた事情につき、次のごとく述べている。

予ハ直ニ会場内ノ警官控室ニ往テ見レハ、井上警部長始メ二十余名ノ警部カ集ツテ居ルカラ、予ハ星ノ演説ハ輕罪犯テアル、言論ノ犯罪ハ即座ニ引致セサレハ証拠消滅ノ恐アリトテ引致説ヲ唱ヘタレトモ、一人モ同意スルモノナク井上警部長ハ免モ角モ県令ノ裁決ヲ仰カウヂヤナイカト云ヒ一同之ニ同意シタノテ、井上、樺尾、予ト三人打連レテ県令永山盛輝氏ノ官邸ニ至リ秘密會議ヲ開キタレハ、県令ハ福留君ハ什麼シテモ星ヲ輕罪犯ニ間フ積リカト聞クカラ、予ハ星ニ対シテ何等ノ恩怨モ無イカ只刑法ノ執行官テアルカラ彼ノ演説ハ法律ヲ犯シタモノト認メ引致セント云フ訳テアルト答ヘタ。スルト県令ハ星モ当代ノ名物男ヂヤ、輕罪犯ニ間ハストモ今回ハ行政処分テ二年間政談演説ヲ禁スルト云フ位ノ所テ勘忍シヤウヂヤナイカト言ヒ出シ、他ノ二人モ是ニ同意シタノテ遂ニ此事ニ一決シタ。ソコテ予ハ其禁止命令ノ草案ヲ作り県令ニ示シ、直ニ清書シテ長官ノ認印ヲ取り樺尾署長ニ交付シテ直に執行セヨト告ケテ、家ニ帰リ……。

これによると、演説会中止直後、「会場内ノ警官控室」において井上（正貞）警部長⁽⁹⁾以下、この事件の処置につき協議を行つたものの、福留警部以外は、星の現行犯逮捕を主張しなかつたこと、また、その後、井上、樺尾（紋治）、福留の三警部が県令永山盛輝⁽¹¹⁾を官邸に訪ね、そこにおいて前後策を協議した結果、彼を刑法上の罪に問わず、「行政処分テ二年間政談演説ヲ禁スルト云フ位ノ所テ勘忍シヤウヂヤナイカ」との結論におちついたことなどがわかる。集会条例第六条但書によれば、演説会が解散を命じられた場合、地方長官は、その管内で当該演説者に一年以内の演説禁止を命じることができた（明治十三年十二月二十三日・太政官布告第五六号）から、永山県令としては、星をこの集会条例第六条但書によつて処断する心づもりであったと思われる。

しかし、新潟県ならびに新潟警察署の右の方針に対し、星は、これを全く無視する態度いでた。すなわち、彼は、従六位の位記を有することなどを理由に、同警察署からの本人出頭命令、執事出頭命令、代人出頭命令のいずれに対しても応ずることなく、これらをすべて拒絶したのである。⁽¹²⁾

翌二十一日朝、彼は、次のとおり書面を残して新発田の演説会場へ向けて出発した。その文面は、次の通りである。⁽¹³⁾

昨二十一日夜、執事出頭之儀に付、本日何分の儀可申上旨御答申置候処、昨夜十一時過執事出頭難致候得者、代人出頭可致、若又代人出頭難致得者、本人出頭可致旨御達有之候。然るに執事は兼て申上候通、旅中に付召連不申候。又代人の儀は、本人出頭すべき場合に於て、本人差支候節に限り、本人の代理を致すべき者に有之候。而して今回は、法律上本人の出頭を禁ずる場合に有之候に付、其代理人を出頭せしむる事も、亦法律の許さざる所に可有之候。依て法律上に対し、代人は出頭難為致候。又前申上候通、本人出頭は、法律の許さざる所に有之候に付、本人の出頭を要せざる事は、已に御承知の儀と奉存候。右昨夜の御達しに対し御答へ申上候。

但、拙者、本日当地出立立致候間、本文の儀に付、御用有之候はゞ、東京日吉町の拙宅へ御達有之度候云々

星を官吏侮辱罪⁽¹⁴⁾に問ひ、彼を逮捕することに決定をみたのは、この直後のことである。行政処分ですませるという前の方針をひるがえし、彼に対し強硬な手段を採ることに決定した諸般の事情につき、福留警部は、次のとく述べている。⁽¹⁵⁾

翌朝警察署ニ行テ見ルト署内ハ何トナク騒カシイカラ何事カト怪ミ居ルト、次席ノ丹羽警部カ周章テ、云フニハ、昨日星ニ対シ行政処分ヲ執行セントシタルニ彼ハ位記ヲ有スル廉ヲ以テ傲然トシテ召喚ニ応セサルノミナラス昨夜ノ内ニ何処カヘ逐電シテ仕舞ツタ。夫テ県令始メ井上警部長樺尾署長等、昨夜カラ徹宵シテ協議シ、各署ニ向テ数回電報ヲ発シテ星ノ行衛探偵ヲ命シタカ、未タニ居處カ判然セヌノテ、一同大ニ困ツテ居ル所タト云フ事テアル。予ハ無念堪ヘス。何故現行犯トシテ早ク引致シナカツタカト云フテ居ルト、県庁カラ直ニ来ヨトノ急使カ來タノテ急キ登庁シテ見ルト、既ニ永山県令、大書記官近藤幸止氏、其他警部長、各課長等二十余名列席シテ星問題ノ會議中テアツタカ、予カ其室ニ入ルヤ否ヤ、県令ハ予ニ対シ星引致ノ事ハ法律ノ何ノ条文ニ依ル乎ト問フノテ、予ハ是ニハ当惑シタガ、併シ成法ヲ誹毀シテ罪ヲ問ハヌト云フ筈ハナイト思ツタカラ暫時取調ノ猶

予ヲ求メ、退テ取調ニ着手シ、河村瞭三郎ト云フ至極記憶ノ好ヒ警部補カ居ツタノテ、先ツ此人ヲシテ取調シメルト、幸ニモ警保局長清浦奎吾氏ノ刑法訓令カト思フカ、其中ニ成法誹謗ハ政府ノ当路者タル官吏ヲ侮辱スルニ相当スルノ意味ノモノカアツタ。其處テ予ハ踊躍シテ喜ヒ、直ニ永山県令及一同ノ人々ニ報告スルト一同モ喜色面ニ顯ハレ、是サヘアレハ大丈夫ト安心シタ。之ニ引続、井上警部長ト予ト兩人早速俾ヲ連ネテ裁判所ニ行キ、所長中島判事ト検事正木検事ト鳩首密議セシカ、中島判事ハ容易ニ星検挙ニ同意セス。斬ク躊躇ノ体テアル故、予ハ更ニ星ノ演説ヲ斯ク／＼ナリト委細其内容ヲ説明シ、是テモ尙罪ハ構成セヌカト問フト、判事ハ罪ハ構成シテ居ルガト答ヘタバカリ、進テ検挙スル勇氣ハ什麼モナイ。仍テ更ニ正木検事ニ質シタ。検事ハ直ニ予ノ説ヲ容レ、本件ヲハ予審ニ附セスシテ直ニ公判ニ移シ得ルダケ精密ナ取調カ出来ルカト云フニヘ、予ハ断然出来ルト引受タ。ソコテ漸ク引致スルコトニ決シタノテアル。夫ヨリ予ハ帰府シテ右ノ顛末ヲ県令、大書記官等ニ報告シテ、愈々君ノ逮捕ニ着手シタ。箇様ノ訳テ、星君ノ罪案ハ既ニ此時定ツテ居ツタノテアルカラ、訟庭内ノ審問ハ其実形式ヲ備ル為ノ手段テアツタト云テモ善イノテアル。

右の福留警部談話によると、二十一日に県庁において「永山県令、大書記官近藤幸止氏、其他警部長、各課長等二十余名」が出席し、「星問題ノ會議」が開催されたこと、さらにもその席上において福留警部が星を官吏侮辱罪で処断すべき旨を発言し、これが了承されたこと、そこでこの方針にもとづき井上警部長と福留警部が新潟軽罪裁判所に長崎彌所長⁽¹⁶⁾、正木昇之助検事を訪ね、執拗な説得工作をこころみた結果、ついに消極的であつた長崎所長もこれに同意し、星を「引致スルコト」に決定をみたこと等々がわかる。星を集会条例にもとづき行政処分に附すという当初の方針は、以上に述べた経緯をたどつて、ついに撤回されるにいたつたのである。

したがつて、のちの公判廷において証拠として採用された九月二十一日付監臨官調書の一節が⁽¹⁸⁾、

此演説タルヤ成法ヲ誹謗シタルハ即チ官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタルモノニシテ刑法第百四十二条ニ依リ処分スルモノタルヲ信ス。依テ直チニ会場ノ解散ヲ命シタリ。

と述べていることは、疑問としなければならない。なぜならば、すでに詳述したことく、新潟警察署の官吏侮辱罪適用の方針が、その当初からの方針ではなく、種々の曲折をへたのちに固められたものであつたことは、あまりにも明白な事実であり、むしろ、この事實を隠蔽する監臨官調書の存在は、調書それ自体の信憑性を疑わしめるものといわざるをえないからである。すなわち、右の監臨官調書は、事件当日の九月二十一日に作成されたものではなく、新潟警察署が官吏侮辱罪適用の方針を確定したのちに改竄された可能性が高いというのが、私の判断である。

かくして、九月二十二日夜、星は、新発田において、官吏侮辱罪違反の廉で、新潟より派遣された福留警部らによつて逮捕された。星逮捕の模様を伝える「新潟新聞」の報道は、次の通りである。⁽¹⁹⁾

星氏は、……一昨々日午前十時富田精策其他の諸氏と共に当港を出発新発田へ向け赴かれしが、同日（九月二十二日——筆者註）午後五時同地へ到着下町旅店石川屋方へ投じ同行の人々及び其他の有志者と酒宴を催ふし居たる処へ巡査が出張せられ星氏を召喚する旨を申聞けられしに、星氏は前の不動院にて答弁されし如く之に応ぜざりしに、一人の巡査が当警察署長樺尾紋治氏の拘引状を示したれば星氏も今は不得已其召喚に応じて警察署へ赴かれたり。

しかし、星の身柄は、この日の逮捕が夜遅く行われたこともあるて、とりあえず、新発田警察署に留置されることになつた。彼の身柄が新潟警察署に護送されたのは、翌一十三日早朝のことであつた。新発田警察署長並河一⁽²⁰⁾より新潟警察署長樺尾紋治宛の星亨送致書は、次の通りである。⁽²¹⁾

丁第千七百五号

東京府京橋区日吉町第廿壹番地

星

亨

右之者官吏侮辱事件ニ付別紙令状執行為致、人頭及御送致候也

明治十七年・星亨官吏侮辱事件の一考察（寺崎）

明治十七年九月廿三日

新発田警察署長
警部 並川 一

新潟警察署長

警部 樞尾紋治殿

かくして、星の身柄は、新潟警察署に移され、その直後から同警察署における厳しい取り調べが開始されたのであるが、それ以後の模様については、節をあらためて述べることにしたい。

- (1)～(5) 「星亨演説草稿略本」(星亨関係文書。以下、とくに出典を明示しない場合は、この文書による)。なお、この「政治ノ限界」と題する演説の全文は、前掲「自由党史」中巻・三九一頁～三九四頁、奥平・前掲「日本弁護士史」・四七六頁～四七九頁、前田・前掲「星亨伝」・一七一頁～一七四頁、前掲「從六位星亨犯罪処分ノ件」・自由民権機密探偵史料集・八一一页～八一三頁にも収録されている。
- (6) 福留は、明治十七年二月、福島県警部から新潟県警察本署枢密課長に転じ、十八年二月十八日、樞尾警部の後任新潟警察署長に就任し、十九年七月三十一日、三条警察署長に転出するまでその地位にあった(前掲「新潟県警察史」・一一二四頁)。
- (7) 「自由新聞」・明治十七年十月一日付。
- (8) 「倉山昌親君談話」(本人)・明治四十四年・西沢常次郎筆記(「星先生伝記資料」卷之二・第七回・自由党員初期時代)。
- (9) 井上は、明治十五年七月七日、新潟県警部長心得となり、さらに同年九月二十二日、警部長に昇進、十七年十二月二十六日までその職にあった(前掲「新潟県警察史」・一二一四頁)。
- (10) 樞尾は、明治十七年八月二十六日、新発田警察署長から新潟警察署長に転じ、十八年二月十八日までその地位にあった(前掲「新潟県警察史」・一二一四頁)。
- (11) 永山が新潟県令になったのは、明治八年十一月七日のことである。明治十八年四月十八日、元老院議官に転ずるまでの九年

あまりの間、その地位にあつた（「顕要職務補任録」上巻・四八一頁）。

(12) たとえば、九月二十一日夜、新潟警察署は、星に対し、

通達可致義有之候条、即刻執事壱名可被差出候也

十七年九月廿一日

星 亨 殿

なる書面を届けているが、これに対する彼の返答は、次のこときものであつた。

今廿一日午後六時過、即刻執事壱名可差出旨御達有之候處、拙者旅中ニ若御用有之候義(ママ)三候得ハ、拙者本籍東京ヨリ呼寄可申候也

十七年九月廿一日

星 亨

(13) 「自由燈」・明治十七年十月二日付。なお、この書簡は、伊藤・前掲「籠底一掃」・痴遊雜誌・第二巻 第一二号・二六頁、前田・前掲「星亨伝」・一七六頁一一七七頁にも、その全文が紹介されている。

(14) 官吏侮辱罪（刑法第一四一条）官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス。其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書図書又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ。

(15) 前掲「倉山昌親君談話」。

(16) 福留警部の談話には、「所長中島判事」（前掲「倉山昌親君談話」）とあるが、当時の新潟始審裁判所長は、「長崎彊」であった。また、同裁判所の判事のなかにも、「中島」姓は、一人もみあたらない（「明治十七年五月・改正官員録」・一八一葉裏、「明治十八年七月・改正官員録・官省院庁之部」・二〇五葉表）。したがつて、ここでは、福留警部談話は、記憶ちがいと考え、「長崎彊所長」と訂正しておく。

(17) 正木の官名は、「明治十七年五月・改正官員録」による（一八一葉裏）。

(18) 「監臨官調書謄本」。なお、この監臨官調書は、前掲「從六位星亨犯罪处分ノ件」にもその全文が登載されている（前掲「自由権機密探偵史料集」・八一一页）。

- (19) 「新潟新聞」・明治十七年九月二十五日付。
- (20) 並川は、明治十七年八月二十六日、新潟警察署長から新発田警察署長に転じ、十九年七月十九日までその地位にあった（前掲「新潟県警察史」・一二一九頁）。
- (21) 前掲「従六位星亨犯罪処分ノ件」・自由民権機密探偵史料集・八一一頁。

三 新潟輕罪裁判所における裁判

星に対する新潟警察署の訊問は、九月二十三日にはじまり、同月二十六日まで行われた。取り調べにあつたのは、署長樺尾紋治、警部福留昌親の両名である。取り調べは、監臨官が作成した演説筆記をもとに、星の演説がわが国政府を誹謗し、官吏侮辱罪を犯したことを探及するものであった。しかし、この追及に対し星は、「演説ノ大主意ハ凡テ魯西亞独逸兩國ノ政治ニ關係シタル事ニ有之」⁽²⁾と述べ、これを強く否認した。法律の専門家である星にしてみれば、集会条例第六条但書にもとづく一年間の演説禁止処分ぐらいならばともかく、この程度の演説が官吏侮辱罪に問われるということは、心外なことであつたに相違ない。

しかし、新潟警察署は、星の強い否認にもかかわらず既定方針通り⁽³⁾、彼を「刑法第百四十二条官吏侮辱罪ヲ犯シタルモノ」と認め、九月二十九日、この事件を新潟輕罪裁判所検事正木昇之助に対し送付した。新潟警察署長警部樺尾紋治の送検状は、次の通りである。⁽⁵⁾

東京京橋区日吉町廿一番地平民

星

亨

右者明治十七年九月廿一日、県下新潟区西堀通五番町不動院ニ於テ政談演説スル処ノモノハ、集会条例ニ触ル、而已ナラス法律

ニ触レタルヲ以テ断然解散ヲ命セラレタリ。而シテ尙ホ被告ヘ対シ尋問ヲ為シタルニ別紙調書ノ通申立ツレトモ、素ヨリ本職等ノ其ノ現場ニ在リテ具サニ視聽セシモノニシテ被告ノ演説ハ我カ現政跡ヲ暗ニ誹毀シタル事ハ昭々トシテ明確ナルモノト思料ス。是レ現行犯ニシテ即チ法律ニ照ラスニ刑法第百四十二条官吏侮辱罪ヲ犯シタルモノニ付、此調書ヲ製シ新潟輕罪裁判所検事ヘ遞付スルモノ也。

此調書ハ被告人星亨ニ読聞カス。依テ共ニ署名捺印ス。

明治十七年九月廿九日

以上

新潟輕罪裁判所

検事 正木 昇之 助殿

書類目録

- 監臨官調書
- 訊問調書
- 新発田警察署ヨリ人頭送致書
- 拘引状
- 拘留状
- 人頭領取証

明治十七年・星亨官吏侮辱事件の一考察（寺崎）

新潟警察署

警部 檻尾 紋治
警部 福留 昌親
被 告 人 星 亨
亨 捶印

新潟警察署長

警部 檻尾 紋治

四一
奄奄奄奄奄奄
通 通 通 通 通

- 一 所持品受領書
一 新潟監獄本署ヨリ星亨賸本類
一 星亨演説草記

壱通 壱通

右之通及御送致候也

明治十七年九月廿九日

右の文中の書類目録中みえる「監臨官調書」が事件当日に作成されたものではなく、諸般の事情を隠蔽するため書き改められたものであったことは、すでに述べた。新潟警察署は、星を官吏侮辱罪で処断しようとするあまり、その当初の方針をとりつくり、改竄した「監臨官調書」をその有力な証拠としたのである。

九月三十日、新潟輕罪裁判所において、検事正木昇之助による取り調べが開始された。「星亨関係文書」には、九月三十日付一通、十月一日付二通、同月二日付一通、同月四日付一通の合計六通の検事調書が収録されており⁽⁶⁾、取り調べは、合計六回、十月四日まで継続していたことがわかる。もともと、十月一日の取り調べ終了後、星に対する勾留状が執行されているので、それは、十月二日の時点で、一応終結し⁽⁷⁾、最後の十月四日の取り調べは、補足訊問にすぎなかつたとみることができる。⁽⁸⁾

十月二日夜、新潟監獄本署未決監において執行された星の勾留状は、次のときもの（次頁に掲載）であつた。⁽¹⁰⁾

かくして、星は、犯意を全面否認のまま、その行為が「禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料」（治罪法第一二七条）され、彼の身柄は、「新潟監倉ヘ勾留」⁽¹¹⁾されることになった。星にすればまことに不本意な勾留決定であつた。

しかし、星の勾留期間は、西鴻為蔵「雪月花」に、「同六日星氏責付出監ノ通知アリ」と明記されているごとく、

勾留状	
東京府京橋区日吉町	星 亨
新潟監獄本署未決監ニ於テ	星 亨 <small>印</small>
明治十七年十月二日午後第六時十五分	明治十七年十月二日午後第六時十五分
ノ署名捺印若シ能ハ サル時ハ其事由	ノ署名捺印若シ能ハ サル時ハ其事由
執行シタル月日時	執行シタル月日時
新潟監獄本署未決監ニ於テ	新潟監獄本署未決監ニ於テ
執行シタル場所	執行シタル場所
被告人ニ正本ヲ示シ謄本下付ス	被告人ニ正本ヲ示シ謄本下付ス
執行ノ手続	執行ノ手続
家宅捜索ヲ為シタ ル時ハ其事由	家宅捜索ヲ為シタ ル時ハ其事由
勾留スルコト能ハ サル時ハ其事由	勾留スルコト能ハ サル時ハ其事由
右之通取扱候也	右之通取扱候也
明治十七年十月二日午後時	明治十七年十月二日午後時
看守 中田正知 <small>印</small>	看守 中田正知 <small>印</small>
検事補 林 通久	検事補 林 通久
書記 福原鍊平	書記 福原鍊平
新潟輕罪裁判所	新潟輕罪裁判所
明治十七年十月二日午第時	明治十七年十月二日午第時

十月六日までのきわめて短い期間であった。治罪法によれば、上掲の勾留状によつて、最大限十日間の勾留が可能であつたが、⁽¹³⁾彼の場合、その半分以下の日数で「責付」となり、釈放されたのである。

したがつて、星の勾留が長期にわたり、自由党解党大会が開催された十月二十九日の時点においてもなお、それが続いていたと考えるこれまでの多くの見解は、疑問としなければならない。たとえば、「星のみ、北陸七州懇親会からそのまま獄につながれて、この間の事情（自由党解党の事情——筆者註）を知る術もなかつた」と述べる後藤靖氏の見

解、さらに、「獄中の星亨が解党に反対しただけであつた云々」⁽¹⁵⁾と述べる桜庭宏氏の見解などはいずれも是正される必要があろう。なかでも、星がこのとき「獄につながれ」、「自由党解党の事情を知る術もなかつた」と述べる後藤氏の見解は、この頃、責付中で新潟市内にいた星が、自由党解党に強硬に反対していた事実にも反するものであり、資料上の裏づけを欠くものといわざるをえない。すなわち、星は、この頃、大阪太触寺における解党大会に直接出席することできなかつたものの、その勾留期間が短かかつたため、止宿先の小山甚四郎方に滞在中であり、遠く大阪で開催中の自由党解党大会の様相についても充分に知りえる立場にあつたのである。

ところで、星に対する正木検事の訊問は、すでに述べたごとく、十月一日をもつて一応の取り調べを終り、同月四日の補足訊問によつて、その全てを終了していたのであるが、その起訴については、問題があり、同検事は、ただちに公判を請求するわけにはいかなかつた。すなわち、正木検事は、「従六位」の位記を有する星を公判に付すためには、「勅任官禁錮ノ刑ニ該ルヘキ罪ヲ犯シ、及ヒ奏任官華族帶勲有位ノ者禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ罪ヲ犯シタル時ハ當該檢察官ヨリ司法卿ニ具状シ、司法卿其事由ヲ奏聞シテ処分ス可シ」（明治十五年三月十二日・司法省丙第一一号達）⁽¹⁶⁾なる達により、これを「司法卿ニ具状」するとともに、上裁を仰ぐ必要があつたのである。

しかして、十月六日、正木検事は、右の官吏侮辱事件につき、上裁を仰ぐため、司法卿山田顕義に対し、次のことが上申書を提出した。⁽¹⁸⁾

有位犯罪者ニ付具伸

東京府京橋区日吉町廿壹番地平民代言人

従六位 星

亨

右之者明治十七年九月廿一日新潟区西堀通五番町不動院ニ於テ政談演説ヲ為シタル旨趣監臨官吏ニ於テ我国現時ノ政体ヲ誹毀シ治安ニ妨害アルノミナラス官吏ヲ侮辱セシ者ナリト認定シ、演説ヲ中止シ、而テ現行犯罪者ナリトシテ直ニ之ヲ拘留シ、別紙書類ト共ニ本職へ送致シタリ。因テ本職ニ於テ一応審問及ヒタルニ別紙調書ノ如ク星亨ニ於テハ敢テ我国政ヲ指斥シタルニ非ス全ク魯西亞独逸等ノ国政ヲ論難シタル者ナル旨陳弁スルト雖モ、其演説中魯西亞独逸等ノ国政ヲ掲ケタルハ全ク責罰ヲ免レント図ルノ手術ニシテ其意ノアル処我国現時ノ政体ヲ誹議シ我政府ハ為スヲ得ヘカラサル事ヲ為シ害在テ益ナキ者ナリ等ノ言ヲ下シ人民ヲ教唆シ我政府ヲ怨望セシメ之ニ背カシメント企ル者ニ外ナラス。我国人ニシテ我人民ニ対シ如此事ヲ以テ^(擅カ)演説ヲ為サシムルニ於テハ特リ治安ニ害アルノミナラス往々違法ノ儂ヲヨ生シ社会ノ安寧ヲ妨クル者ナキニ非ルヘク不問ニ措ヘキニ之ナキカ如シ。而テ其論旨成法ヲ誹毀スルニ非ス政府ノ所為ニ対シ害アリテ益ナシ為ス可カラサルヲ為ス者アリ等ト論難スル者ナレハ則チ其管掌アル官吏ニ対シ職務ヲ侮辱スル者ナルヲ以テ宜ク刑法第百四十二条ニヨリ処断アルヘキモノト思料セリ。依テ一件書類相添ヘ明治十五年丙第十一号御達ニ從ヒ茲ニ及具状候也。

若シ右演説ノ旨意政治ヲ誹毀スルニ止リ官吏ヲ侮辱セシニ非ル者ト見認ヘキ者ナルカ如キハ新聞紙ヲ以テ公告セシモノニ非レハ難罰ニ依リ不問ニ付ス可キカ宣ク御下訓被下度候也。

明治十七年十月六日

新潟輕罪裁判所

検事 正木昇之助^(印)

司法卿 山田頤義殿

これをみると、正木検事は、新潟警察署で作成した偽りの「監臨官調書」を最大限に利用し、あたかも星が官吏侮辱罪で逮捕されることが当然であつたかのごとく述べ、星を「刑法第百四十二条ニヨリ処断アルヘキモノ」と強く主張したことが判明する。また、右の上申書の後段すなわち、この事件に刑法第百四十二条が適用されなかつた場合の政治的波紋を警告した部分についても、すでに森長英三郎氏によつて「無理な一四一条適用であることを自白」⁽¹⁹⁾するものと指摘されているごとく、かなり政治的な意図が含まれていたことは否めない。正木検事は、その当初において

はともかく、少なくともこの時点では、星の有罪を確信し、その実現のため、かなり強引な論法をもつてその説得をこころみていたとみることができるだろう。

右の上申書提出から約一ヶ月後の十一月八日、この正木検事の意向は、山田司法卿によつて全面的にうけ入れられることになり、星の行為は「刑法第百四拾壹条ニ依リ處断スヘキモノ」⁽²⁰⁾と認められた。この山田司法卿の意向を伝える十一月八日付太政大臣三条実美宛上申書は、次の通りである。⁽²¹⁾

〔司法省四九七一号〕

東京府京橋区日吉町弐拾壹番地平民

從六位 星 亨

右ハ別紙ノ通新潟輕罪裁判所検事正木昇之助ヨリ具状有之取調候處、刑法第百四拾壹条ニ依リ處断スヘキモノト考量候條、仍ホ引続相當ノ処分為致度、明治十五年三月廿二日御達ニ從ヒ、此段及上奏候也。

司法卿 山 田 頤 義

太政大臣 三 条 実 美 殿

右の山田司法卿の上申をうけて、太政大臣三条実美ならびに左大臣熾仁親王が、「星亨犯罪処分之事」につき、実際にこれを明治天皇に上奏したのは、十一月十八日のことであった。「公文録」所載の上奏文は、次の通りである。⁽²²⁾

司法省上奏從六位星亨犯罪処分之事

右謹テ奏ス

明治十七年十一月十八日

太政大臣 三 条 実 美 殿
左 大 臣 熾 仁 親 王

聞

しかして、三条太政大臣ならびに熾仁親王による上奏は、ただちに天皇に聞き届けられ、星亭処断の最高方針は、確定した。すなわち、この日の決定により、星を官吏侮辱罪（刑法第一四一条）に問うという検事正木昇之助の方針は、全面的に承認され、ここに事件発生以来三カ月を経過して、新潟輕罪裁判所における裁判開始の前提条件は、ようやくその全てが整うことになったのである。⁽²³⁾

星に対し、その公判開始を告げる新潟輕罪裁判所の「呼出状」は、次の通りである。⁽²⁴⁾

新潟区上大川前通四番町 小山甚四郎方止宿	星 亨	呼 出 状	受取人ノ署名捺印 若シ能ハザル時ハ 其事由	此送達賃金壹錢ハ 送達ヲ受クル者ヨリ払フ可シ
右侮辱事件公判ニ付来ル十六日午前九時 当裁判所ニ出頭可致者也		送達シタル月日	十二月十二日午後八時	星 亨
明治十七年十二月十二日 新潟輕罪裁判所		送達シタル場所	小山甚四郎方	
		親属雇人若クハ 戸長ヘ書類ヲ渡シタ ル時ハ其事由		
		右之通取扱候也		
	明治十七年十二月十二日 書記 正野条次回	使丁 石崎 □ □印		

第一回公判が開廷したのは、右の「呼出状」にみえているごとく、十一月十六日のことであった。「自由燈」の記事が、「同氏（星をさす——筆者註）の公判は、去十六日を以つて開庭せられたり。傍聴人は法庭の内外に充満し、後れ

て來り空しく帰る者多かりし」⁽²⁵⁾と伝えているように、それは、法廷内外の多数の人々が注視するなかで、いよいよ開始されたのである。

しかし、公判が実際に開かれた日は、この日と翌十七日のわずか二日間だけであり、その日程が不十分であつた感は否めない。裁判官は判事北条元利、立会検察官は検事補林通久、弁護人は高田精策、書記官は正野条次と加藤恵之の二名であった。⁽²⁶⁾

この公判廷で、星は、警察官あるいは検察官の取り調べに対し行つた答弁と全く同様の申し立てを行い、犯罪事實を全面的に否認した。これを弁護した高田弁護人の陳述は、次の通りである。⁽²⁷⁾

被告ノ演説ハ日本ヲ含ムヤ否ヤノ事、抑モ耳アリテ被告カ演説聴書ノ朗讀ヲ聞キタル人々ハ皆魯独二國ノ事ヲ云タル者ナルヲ知ラン。其聴書ノ冒頭ニ云ハスヤ、例ヲ魯西亞ト獨逸ノ政府ニ取ト。被告ハ現ニ二國ノコトヲ云タルニ何故ニ我邦ノコトモ含ミ居レリト認メラレタルヤ。况ヤ演説中一項毎ニ我国デハナイトコトハリアルニ於テヨヤ。又一步ヲ狂ケ日本ノ事トスルモ、演説中何レノ点カ、誰レ某ヲ侮辱シタリトスルヤ。夫レ侮辱ナル者ハ、何省何職何某ト云フ者カ何等ノ汚行個様ノ不正ノコトヲナシタリト云フニアラサルヘカラス。（中略）畢竟被告カ演説ノ如ハ百歩ヲ讓テ論スルモ成法ヲ誹毀シタリトテモ云ハ、或ハ近カラシカ、如何ニ検察官カ骨ヲ折ル、モ官吏侮辱トハナラサルナリ。

これに對して、検察官側は、⁽²⁸⁾

弁護人カ論スル所ハ被告ノ演説ハ日本ヲ指シタル者ニアラス。好、日本ヲ指シタル者ト仮定スルモ成法誹毀即チ無刑ニ對シタル者ニシテ官吏其人ノ職務上ニ付キ即チ有刑ナル者ニアラスト弁論スレ共、本職ハ前ニモ政府ノ処置ト云フニ付テ論シタルカ今之ヲ再言セス。抑モ法律制度ナル者ハ政府ニアル処ノ官吏カ相謀リテ之ヲ定メタル者ナレハ、政府ノ処置ヲ誹謗シタルハ、取モ直ス官吏ノ処置ヲ侮辱シタル者ト謂フヘシ。^(サ)
脱カ

と述べ、官吏侮辱罪の成立を主張、星を刑法第百四十二条によつて「一月以上一年以下ノ重禁錮五円以上五十円以下の罰金」、ならびに代言人規則（明治十三年司法省第一号布達）によつて「代言人名簿中ヨリ除名」に処すべきことを請求した。⁽²⁹⁾

十二月十八日、判決の言い渡しが行われた。それは、星の演説を「三条大臣ヲ始メ、内務、陸海軍、文部、農商務、工部、宮内、各省卿ノ職務ニ対シテ侮辱シタル者ト判定」するものであり、検察官側の主張を全面的にみとめたものであった。すなわち判決は、刑法第百四十二条を適用し、「被告人星亨ヲ六月ノ重禁錮ニ処シ罰金四十円ヲ附加スル者ナリ」と宣告し、さらに、「明治十三年司法省甲第一号布達代言人規則第二十二条十項、第十四条二項、第二十三条、第二十四条、第二十五条ニ照シ被告人ヲ代言人名簿中ヨリ除名」することを言い渡したのである。⁽³⁰⁾

かくして、警察、検察、新潟県が一体となつて、暗中模索しつつ策定した星亨処断の方針は、この有罪判決により、全面的につらぬかれることになった。この公判を傍聴のため、越後国蒲原郡鹿崎組福岡新田村より新潟市に來ていた西鴻為蔵は、その回顧録「雪月花」⁽³¹⁾に、

十二月十六日星亨氏公判ニ付出港シ、傍聴ス。有罪ト（重禁錮六ヶ月ナリ）判決ス。憤慨ニ堪ヘス。同十八日帰村ス。

と記している。西鴻のみならず、自由党員の立場からみれば、それはまさに、「憤慨ニ堪ヘ」ない厳しい判決であったというべきであろう。

なお、この判決に不満な星は、ただちに「上告申立書」⁽³²⁾を差し出すとともに、裁判所に対し、保釈の申請を行つた。治罪法には、「被告人禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル時ハ、当然保釈責付ヲ取消シタル者トス。但上訴中更ニ保釈ヲ求ムルコトヲ得」（治罪法第三六四条第二項）なる規定があり、あらたなる保釈申請を行わなければ、被告人は、入獄せ

ざるをえなかつたからである。ちなみに、このときの星の保釈金の額は、「五十円」⁽³³⁾であつた。

(1) 「警察訊問調書謄本」によれば、新潟警察署における訊問は、九月二十三日、二十四日、二十六日にそれぞれ各一回、合計三回行われている。なお、警察訊問調書は、前掲「從六位星亨犯罪処分ノ件」にもその全文が登載されている（前掲「自由民権機密探偵史料集」・八一三頁—八一六頁）。

(2) 前掲「警察訊問調書謄本」、前掲「從六位星亨犯罪処分ノ件」・自由民権機密探偵史料集・八一三頁。

(3) 本稿三五頁—三七頁参照。

(4) 前掲「從六位星亨犯罪処分ノ件」・自由民権機密探偵史料集・八一〇頁。

(5) 前掲書類・前掲書・八一〇頁—八一一頁。

(6) 「檢察訊問調書謄本」。なお、この訊問調書は、前掲「從六位星亨犯罪処分ノ件」にもその全文が登載されている（前掲「自由民権機密探偵史料集」・八一七頁—八三一頁）。

(7) 「星亨勾留状」。

(8) 治罪法には、「勾留状」は、「被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料スルニ非サレハ之ヲ発スルコトヲ得ス」（第一二六条）なる規定があり、勾留状は、被告人に対する訊問が終了した後でなければ、これを執行することができなかつたのである。

(9) この日の訊問は、検察官がそれ以前の取り調べにおいて、星の「前科ノ有無ヲ問フコト」を忘れていたために行われたものであり、「前科ノ有無」以外の訊問は、行われていない（前掲「檢察訊問調書謄本」、前掲「從六位星亨犯罪処分ノ件」・自由民権機密探偵史料集・八三〇頁）。

(10) (11) 前掲「星亨勾留状」。

(12) 西鴻為藏「雪月花」（私家版）・一二葉表。

(13) 治罪法の規定によれば、「勾留状ヲ執行シタルヨリ十日ヲ過クル時ハ之ヲ収監状ニ換ヘ若クハ第二百十九条ノ規則ニ従ヒ被告人ヲ責付ス」（第一二七条）のことになつていた。

- (14) 後藤靖「明治十七年の激化諸事件について」・自由民権期の研究・第二巻・二四二頁。
- (15) 江村栄一・中村政則編「國權と民權の相剋」・日本民衆の歴史・第六巻・一六九頁。
- (16) 前掲「雪月花」・一二葉表。なお、このことは、後年、加藤平四郎が、「自由党解散ノ議ハ明治十七年十月星君ノ新潟ニ於テ官吏侮辱事件ニテ拘留中ニ起レル事ナルカ、会々公判^(前カ)後保釈ニテ出獄セラレ此議ヲ聞キ大ニ反対セラレ速ニ新潟県党員ノ議ヲ纏メ西潟為蔵氏ヲ大坂ニ派遣シ、党議挽回ノ策ヲ講セシメシカ、時機既ニ後レ、大勢復タ動カス可ラス、終ニ解散ニ決シタリ」(「加藤平四郎君談話ノ二」・星先生伝記資料・第八回・厄窮時代)と述懐していることからも明らかである。
- (17) 「法令全書」・明治十五年・八五七頁。
- (18) 前掲「従六位星亨犯罪処分ノ件」・自由民権機密探偵史料集・八〇九頁一八一〇頁。
- (19) 森長・前掲「星亨官吏侮辱事件」・法学セミナー・第二六四号・一二五頁。
- (20) (21) 前掲「従六位星亨犯罪処分ノ件」・自由民権機密探偵史料集・八〇九頁。
- (22) 前掲書類・前掲書・八三一頁。
- (23) 伊藤痴遊氏は、前掲「国会開設政党秘話」において、「新潟へ送られて、十分検事の訊問をうけ、それから予審へ廻された。……そのうちに、予審は終結して、官吏侮辱罪として、輕罪裁判所へ移された」(「伊藤痴遊全集」・第十五巻・四三〇頁)と述べている。しかし、星が予審に附された形跡は、全くみい出せない。この事件は、輕罪の現行犯として取り扱われ、予審は省略されたのである(治罪法第二〇九条)。なお、現行犯の場合、検事の判断で予審をはぶくことができたことについては、手塚豊「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(一)——森田馬太郎事件、坂崎斌事件、大庭成章事件——」・法学研究・第四十四卷第七号・昭和四十六年七月・七五頁参照。
- (24) 「星亨宛新潟輕罪裁判所呼出状」。
- (25) (26) 「自由燈」・明治十七年十二月二十三日付。
- (27) —(29) 「星亨氏公判傍聴筆記」・自由燈・明治十七年十二月二十三日付—同十八年一月十七日付。なお、「絵入自由新聞」・同十七年十二月二十三日—同十八年一月十一日にも、同様の公判傍聴筆記が連載されている。

(30) 「裁判言渡書謄本」。なお、この事件の裁判言渡書は、前掲「自由党史」中巻・三九六頁—三九八頁、伊藤・前掲「星亨」・一九一頁—一九三頁、前田・前掲「星亨伝」・一七九頁—一八二頁などの諸文献にも、その全文が掲載されている。

(31) 前掲「雪月花」・二三葉裏—二四葉表。

(32) 「上告申立書」の全文は、次の通りである。

上告申立書

東京々橋区日吉町第廿一番地

平民

被告人 星 亭

右者自分官吏侮辱被告事件ニ付、新潟輕罪裁判所ニ於テ言渡サレタル裁判不当ト思慮仕候間、被告人ニ於テハ上告仕度、治罪法第四百十六条ニ拠リ此段申立置候也。

明治十七年十二月十八日

右 星 亭

新潟始審裁判所長

判事 長崎彊殿

(33) 「自由燈」・明治十八年一月十七日付。

四 大審院への上告とその取り下げ

新潟輕罪裁判所の有罪判決に不満な星は、保釈申請がみとめられた直後、次のとき「上告趣意書」を執筆した。

大審院長玉乃世履宛に提出された十二月二十二日付「上告趣意書」の内容は、次の通りである。⁽¹⁾

上告趣意書

東京府京橋区日吉町
廿一番地平民

上告人 星 亨

右者自分官吏侮辱被告事件ニ付新潟輕罪裁判所ニ於テ言渡サレタル裁判ハ治罪法第四百拾条第九項同拾項及第拾壹項ニ拠リ上告ノ原由アル不当ノ裁判ナリト思惟シ更ニ大審院ニ対テ原裁判ノ破毀ヲ請ハントス。其裁判言渡書ハ左ノ如クナリトス。

裁判言渡書

東京府京橋区日吉町
廿一番地平民代言人

星 亨

三十四年七ヶ月

右裁判言渡全文ヲ略ス

右判決ノ要ヲ摘撮スルトキハ左ノ事項ニ過キサルモノトス

- 一 上告人カ明治十七年九月廿一日新潟区西堀通五番町不動院ニ於ケル政治ノ限界ト題スル政談演説中口ヲ魯西亞独逸ノ両国政府ニ藉リタルハ我カ國現時ノ施政ヲ有害無益ノ如ク誹謗シタルモノナリトノコト
- 二 如此キ誹謗ハ其責任アル当路ノ官吏即チ三条太政大臣ヲ始メ内務卿ノ外六卿ノ職務ニ対シテ侮辱シタルモノナリトノコト
- 三 前段判定ノ証憑トシテ演説会監臨警部樺尾紋治外式名カ現場ニ於テ筆記シタル聴書ヲ抜萃シテ之ヲ七款ニ分チ侮辱罪ノ事實ヲ確メント企テタルコト

第一条第一項判決ノ不法ヲ論ス

原裁判官ハ何故ニ上告人カ魯西亞独逸両国ノ政治ノ當非ヲ評論シタルヲ以テ日本現時ノ施政ヲ誹謗シタルモノト判定シタルヤ。抑モ如此キ議論カ世ニ成立ツモノトセハ魯国ハ即チ日本國、日本ハ即チ魯西亞、独逸ハ即チ日本國、日本ハ即チ独逸ニシテ魯独ト日本トハ其名ノ異ナルノミニテ全一同体ノ國ト云フ一種奇妙ノ論理カ成立サヽルヲ得ス。再ヒ之ヲ云ハ、日本ガ魯独ノ両国ヲ

属国トスルカ、日本ガ独魯両国ノ属国トナリタルニアラサレハ原裁判ハ無理ナル判決ヲ下シタルモノト云ハサルヘカラス。（中略）如此キ賭易キ道理ノ存スルニモ拘ラス魯独両国ヲ以テ日本ナリト判定シタルハ原裁判官ノ越権処分ト言ハスシテ何ゾヤ

第二条第二項判決ノ不法ヲ論ス

已ニ前条ニ於テ其不当ヲ論難シタルガ如キ到底原裁判官ハ魯独両国ハ日本國ナリトノ新論理成立テサルニアラサレハ其裁判ハ越権処分ナルコト明カナリ、今爰ニ又魯西亞独逸両国ノ施政ヲ是非シタルハ我カ國現時ノ施政ヲ有害無益ノ如ク誹謗シタルモノト仮定スルモ、自分ノ演説ヲ以テ原裁判官ノ判決シタル如ク一大臣七省卿ノ職務ニ対ツテ侮辱シタル者トスルヲ得サルニアラスヤ。何トナレハ本案ノ演説中一モ侮辱シタルノ事實ナケレハナリ。試ミニ視ヨ。原裁判官カ本件証憑トシテ明示シタル演説筆記抄略第一款中ニアル独逸ニ国会アレトモ紙ノ上ノ国会ニシテ……（中略）

又原裁判官ハ代言人規則ニ依リ自分ヲ代言人名簿中ヨリ除名スト宣告シ代言人ニカヽル懲罰ヲ併科セリ。而テ其依拠スル所ノモノハ代言人規則第二十二条第十項第十四条第二項第二十三条第二十四条及第二十五条ナリトス。該裁判タル擬律ヲ錯誤シタルモノナリト云フヘシ。抑モ該代言人規則第十四条第二項ハ名譽ヲ保存スルコトアリテ代言人カ組合取締規則ヲ規約スルニ旁リ參照ノ為メ標的トシテ掲ヶラレタルモノニシテ固ヨリ懲罰ニハアラサルナリ。又該第二十二条第十項ハ議会ニ於テ定メタル取締規則ヲ犯シタル者トアリ。而テ取締規則中ニハ官吏侮辱ニ係ル事項アルコトナシ。又該第二十五条ハ懲罰後ニ於ケル処分如何ヲ明示シアルモ懲罰ニ科スルコトニハ関係アラサルナリ。夫レ然リ而カラハ該第十四条及第二十二条ニ依テ侮辱罪ニ対シ代言人ニ係ル懲罰ヲ併科スルハ甚シキ不当ナラスヤ。又該第二十四条ニハ通常人ノ刑ノ外代言人ニ係ル懲罰ヲ併科シ得ルコト明示シアルモ個ハ是レ代言人タルノ資格ニ関係アル犯罪ニ対シタル場合ニノミ限リタルモノニテ代言人タル資格ニ関係ナキ犯罪ニ対シ併科スヘキニアラサルヤ論ヲ侯タサルナリ。抑本件官吏侮辱罪ハ代言人タルノ資格ニ対シ何等ノ関係アリトナスヲ得ルカ本件演説ハ自分代言人タルノ資格ニ於テ之ヲナシタルニアラス。单ニ通常人ノ資格ヲ以テナシタルモノナリ。故ニ本件演説ハ代言人タル資格ニ関係ナク隨テ又本件官吏侮辱罪ハ代言人タル資格ニ対シ縁故ナキナリ。夫レ然リ而ラハ無関係ノ犯罪ニツキ代言人タル資格ニ対スル懲罰ヲ併科セラル、ハ最モ不当ナラスシテ何ゾヤ。若シ夫レ官吏侮辱罪アリタルノ故ヲ以テ代言人規則第二十三条ヲ適用シ直チニ代言人ニ係ル懲罰ヲ併科スヘキモノトセハ苟モ代言人ニシテ通常罪科ヲ犯スコトアルトキハ毎々總テ代言人ノ規則ニ

隨ヒ懲罰ヲ併科セサルヲ得サルニ至ルヘシ。是レ豈ニ是レ法律ノ真意ナリト云フヲ得ンヤ。斯ク論シ来レハ原裁判ハ到底法律適用ヲ誤解シタルモノト云サルヲ得ス。

上来陳弁シタルカ如ク原裁判ハ一トシテ当理ノコトナク、却テ不当ナル裁判ト思惟ス。斯ノ如ク不当ノ裁判ヲ下シタル以所ノモノハ蓋シ判決上ノ理由ヲ付スルニ悉ク事実ノ齟齬シタルヨリ來タシタルモノニシテ自分演説ハ到底刑法ノ制裁ヲ受クベキモノニアラサルヲ強テ刑法第百四十一條ヲ以テ處斷セントスルニ職由シタルモノナルヘシ。又通常犯罪ニ対シ代言人ニ係ル懲罰ヲ併科セラレタル如キハ不法モ又甚シトス。依テ今大審院ニ向ヒ上告ス。法律ニ照ラシ原裁判ノ全部ヲ破毀セシコトヲ希望ス。上告旨意書如斯候也。

明治十七年十二月廿二日

大審院長

右星

亨

判事 玉乃世履殿

要するに、星は、ここで、(一) 外国政府の施政を誹謗した自分の演説をもって日本政府の施政を誹謗したものと認定した原判決には重大な誤りがあること、(二) かりに、自分の演説が日本政府の施政に対する批判であつたとしても、これを太政大臣ほか七卿の職務に対する侮辱と認定した原判決には無理があること、(三) 代理人資格に直接関係のない官吏侮辱事件によつて、代言人資格を剥奪するという懲罰を併科した原判決は、法律の適用を誤解したものであることを、などを主張し、「原裁判ノ全部ヲ破毀センコト」すなわち、無罪判決を請求したのである。

これに対し、十八年一月六日、新潟輕罪裁判所検事補林通久は、星の「上告趣意書」に真向から反駁する「上告答弁書」⁽²⁾を大審院判事玉乃世履宛に提出した。その要旨は、次のとくである。⁽³⁾

(一) 被告の演説が言葉を魯独二國に借りて、徹頭徹尾我国政府の措置に対し、これを誹謗するものであったことは、覆うべからざる事実である。よつて本職がこれを犯罪として起訴におよび、原判決が「魯独二國ニ籍リ我国現今ノ

施政ヲ誹謗シタルモノ」と判定したことは、至当の判決といわねばならない。

(二) 被告の演説が当路の官吏、すなわち太政大臣をはじめ七省卿が職務上実行した行為を誹謗するものであつたことは明白である。よつて本職がこれを「社会ノ公益ヲ害スル所為ニシテ官吏侮辱ノ犯罪」として起訴におよび、原判決が「当路ノ官吏即チ太政大臣外七省卿ノ職務ニ対シ侮辱シタルモノ」と判定したことは、もつとも至当な判決といわなければならぬ。

(三) 被告の行為が刑法第百四十二条によつて処断されるとするならば、被告はすでに代言人の資格そのものを失つてゐるといわざるをえない。よつて原判決が「代言人名簿中ヨリ除名」すべきものと判定したことは、当然の判決である。

こうして、星の「上告趣意書」ならびにこれに反駁を加えた林検事補の「上告答弁書」が大審院に提出されたことによつて、星亨官吏侮辱事件は、大審院に舞台を移し、再度審理されることになつた。元来、この事件の争点は、刑法第百四十二条適用の可否をめぐるものであり、事實そのものをめぐる争いではなかつたから、法律審たる大審院においてこれを争うことの意義は、決して小さくなつたといえる。後述するごとく、星は、この上告をのちに取り下げるにいたるが、しかし、すくなくともこの時点では、来たるべき大審院法廷においてみずから法律知識を傾注し、右の問題を争うべく、強い意欲にあふれていたとみることができるであろう。

ところで星は、右の「上告趣意書」を提出した十七年十一月二十二日、新潟輕罪裁判所検事補林通久に対し、次のことを「帰省願」を提出した。その文面は次の通りである。⁽⁵⁾

帰省願

東京府京橋区日吉町

第二十一番地平民

星

亨

自分官吏侮辱事件公判相済上告中、保釈ヲ以テ当地ニ罷在候處、自分ハ元來東京居住ノ者ニ有之候テ、当地ヘハ僅カニ両三日滞留之見込ヲ以テ罷下リ候。然ルニ今回ノ犯罪事件ニ付、当地滞留モ已ニ三ヶ月以上経過致シ、其始メ東京出立之際予期仕候事共、都テ齟齬ヲ生シ業務及家事向ハ不及申、其他万般ノ事柄錯雜紛乱、幾ント収攬スベカラサルノ場合ニ立至リ、実ニ困却罷在候。且又該事件ハ只今上告中ナレハ、別段御用モ有之間敷ト存候旁、以テ往復ノ日数ヲ除キ七週間帰省ノ儀、御聞済被成下度候。尤モ至急御用有之候節ハ、自分仮住所ヘ御通達有之候ハ、電報ヲ以テ自分方迄申通シ可申様、仮住所ノ家主ヘ申付置候ニ付、別段御用ノ御差支ニハ相成間敷ト存候。右之次第ニ付、願之通り帰省御許可ノ程奉願上候。以上。

明治十七年十二月二十二日

右星

亨

新潟輕罪裁判所検事正木昇之助殿代理

検事補 林 通久 殿

「往復ノ日数ヲ除キ七週間」の帰省許可をもとめる右の「帰省願」は、林検事補によつて、即日みとめられた。⁽⁶⁾ 保釈中の星は、約三カ月ぶりに新潟を離れることがみとめられたのである。星が新潟を出発するにあたり、正木検事に提出した「御届」は、次の通りである。⁽⁷⁾

御届

東京府京橋区日吉町

第二十一番地平民

自分儀保釈中之處、今般七週間帰省之儀、御聞届相成候ニ付、本日発程帰省仕候間、此段御届申上候。以上。

明治十七年十二月二十五日

星

亨

新潟輕罪裁判所検事正木昇之助殿代理

検事補 林 通久 殿

星が東京京橋の自宅にもどつたのは、それから五日後の十二月三十日午前中のことであつた。⁽⁸⁾ 彼が帰省中、いかなる状況にあつたのかは知る由もないが、彼としては、大審院の判決が出るまで、新潟に帰ることなく、そのまま東京に滞在することを希望していたようである。

帰省期限（二月二十三日）を目前にひかえた二月十二日、星が新潟輕罪裁判所検事正木昇之助に対し、次のごとき「帰省追願」を送付していることは、そのことを物語るものである。⁽⁹⁾

帰 省 追 願

東京府京橋区日吉町
廿一番地平民

星

亨

自分儀官吏侮辱被告事件ニ付、保釈中御許可ヲ得、昨十七年十二月廿五日新潟表出発帰省罷在候處、来ル二月廿三日カ願日限満期ニ付、翌廿四日東京出発來三月七日新潟表へ到着可仕筈ニ有之。元来自分儀本件上告事件公判ノ節ハ、自身ニ出廷親シク陳弁(ス脱)ル所アラント□□切望罷在候。然ルニ今ヤ帰省満限ノ故ヲ以テ東京出発スル様ニテハ、或ハ大審院ノ都合ニヨリ引返シ出京セサルヲ得サル如キ不便ヲ來タスノ□モ難測、且家事向諸般ノ整理モ未タ行届キ不申旁、以テ余リ自由ケ間敷相聞ヘ、甚々恐入候得共、前記事情御洞察在ラセラレ、追テ上告事件ノ公判済迄、此儘引続滯京致度候ニ付、何卒御許可被來下度此段奉願上候。

明治十八年二月十二日

以上。

右 星

亨

新潟輕罪裁判所

検事 正木 昇之 助 殿

しかし、この「帰省追願」は、正木検事によつて拒絶された。二月十六日、正木検事は星に対し、「書面願之趣、難聞届候事」なる回答を行つたのである。

この間の事情を伝える「絵入自由新聞」の報道は、次の通りである。⁽¹¹⁾

同氏（星をさす——筆者註）は、曾て上告の判決相成るまで東京に滞在の義^(ママ)を出願せしが、右は去る十六日聞き届け難き旨を以て願書を却下せられたり。

ところが星は、正木検事の拒絶の回答にもかかわらず、さらに二月十七日、二月二十四日の二回にわたり、「七週間」もしくは「五週間」の出発猶予願をそれぞれ提出した。

この間の模様を伝える「自由燈」の記事は、次の通りである。⁽¹²⁾

同氏（星をさす——筆者註）は、被告事件上告公判済迄に東京帰省日限猶予願を去る十二日を以て新潟輕罪裁判所検事宛へ差出されしに、同十六日至り該検事より聞届け難くとの指令に相成りしより、再び其翌十七日を以て七週間の猶予願を差出したるも、同十八日前同段の指令ありたる旨新潟在留の代人より報知ありたり。依て同氏は、帰省日限の満期即ち去る二十四日を以て発程の筈なりしも、偶ま気管支加答兒と脳充血症の再発したるより、止むを得ず医師の診断書を添へ、更に今五週間、発程の猶予願を代人の許へ郵送に及びたれば、代人は、右の願書を去る廿三日に検事へ差出したる由。然るに同二十四日の午後四時過ぎ突然京橋警察署より二名の吏員が同氏の日吉町なる住宅に来られ、該吏員の中一名は、医員との趣にて病状を問ひ且つ診察あ

りし末、氣管支加答兒は、今一週間も療養を加へなば快愈に趣くべきも、新潟は、寒地なれば再発の恐ありなど申され、又吏員は同氏に向ひて新潟輕罪裁判所検事より電報を以て東京輕罪裁判所検事へ云々の嘱托あるによれりと申されしと云ふ。斯て一昨廿七日至り、又々三度目の猶予願も聞届け難くとの指令ありしと代人よりの報知を得たれば、同氏は、断然病を強めて東風料峭の余寒を冒し、一両日中に新潟へ向け發程せらるゝの都合なりと。

これによると、「七週間」の猶予願は、二月十八日に、また、病氣を理由とする「五週間」の猶予願についても、二月二十七日に、それぞれ拒絕されたことがわかる。星がこのように執拗に東京滯在にこだわったのは、来たるべき上告審にそなえての準備のためとも考えられるが、その理由はよくわからない。あるいは意外な事実が伏在しているのかもしねり。

いずれにしても星は、この時点までは、上告審において争う意欲にあふれており、その闘志は旺盛であつた。星の上告代言人の選定に關し、明治十八年二月二十八日付「自由燈」が、「昨日東京組合代言人野沢雞一へ依頼相成りし由」と報じていることは、依然、彼の上告の意思がかたかつたことを示している。

星が上告審で争う意欲を急速にうしなつたのは、東京滯在期限の延長がみとめられず、新潟にやむなく戻つてからのことである。

三月六日、星は、新潟に到着した。⁽¹³⁾ 彼が正木檢事に対し、その到着を報告する「御届」は、次のときものであつた。⁽¹⁴⁾

御届

自分義御許可ヲ得テ帰省罷在候処、昨六日當新潟表へ到着仕候。猶復タ從前通り上大川前通五番町三十二番地小川甚四郎方ヲ以テ仮宿所ト定メ、同所ニ止宿致候。此旨御届申上候。以上。

明治十八年三月七日

星

亨

新潟輕罪裁判所

檢事 正木昇之助殿

右の「御届」を提出してから一ヶ月に満たない三月三十日、星は、突然、大審院への上告を取り下げるにいたつた。誰も予期しなかつた上告取り下げである。彼の大審院長玉乃世履宛「上告取下ヶ願」は、次の通りである。⁽¹⁵⁾

上告取下ヶ願

東京府京橋区日吉町廿一番地

平民

星

亨

右自分義官吏侮辱被告事件ニ係リ、去ル明治十七年十二月十八日新潟輕罪裁判所ニ於テ宣告セラレタル裁判言渡ニ対シ上告致置候處、今般右上告取下ヶ申度候ニ付、御聞届相成度候。此段奉願候。以上。

明治十八年三月三十日

右星

亨

大審院長

判事 玉乃世履殿

原判決につき、大審院において多少なりとも争う余地があつたにもかかわらず、彼が突然、上告を取り下したのはなぜか。また、そこには、いかなる事情があつたのであろうか。しかし、このことについては、星の上告取り下げのニュースをこぞつて報道した各地の新聞も、はなはだいまいにしか伝えていない。たとえば、「自由燈」は、これを「同氏自ら思考する所ありてや断然右の上告取り下げを……」⁽¹⁶⁾と伝えているのみであり、また、「絵入自由新聞」

の記事にしても、「上告保証中の処、今度思ふ所ありて上告を願ひ下る事に決し……」と述べているにすぎない。したがつて、右の新聞記事のいう「自ら思考する所」、「今度思ふ所」が何であつたのかを追求することは、きわめて困難といわざるをえないが、私は、「星亨関係文書」所載官吏侮辱事件関係書類中にみい出せる次のとき一通の「呼出状」（東京輕罪裁判所より星亨宛）に注目したいと思う。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

呼出状		呼出状ハ出頭ノ節 書記局ニ差出スヘシ
東京々橋区銀座番地不詳 旧自由党本部	星亨	受取人ノ署名捺印 若シ能ハサル時ハ
寧静館		星亨代 木本 藤二郎
右祖父江道雄外四名強盜被告ノ事件ニ付 証人トシテ相尋ル儀有之。来ル三月廿六 日午前第九時當裁判所へ出頭可致者也 但同日時出頭セサルニ於テハ罰金ヲ言 渡シ勾引状ヲ発スルコトアルヘシ 明治十八年三月廿四日午後三時	送達シタル月日時 三月隔午後七時五十分	送達シタル場所 京橋日吉町廿一番地宅
東京輕罪裁判所	親屬雇人若クハ戸 長ヘ書類ヲ渡シタ ル時ハ其事由	本人目下越後ヘ罷在候ニ付雇人木本 藤二郎ヘ渡ス
予審判事補 高洲速太 書記 太郎館秀戾	右之通取扱候也 明治十八年三月廿四日	使丁 高橋幸三郎

いうまでもなく、この呼出状は、「祖父江道雄外四名強盜被告事件」すなわち、自由党名古屋事件を構成する六十件（第一公訴状四十一件、第二公訴状十九件）の事件のうちの一件で、祖父江道雄、岡田利勝、塙原九輪吉、奥宮健之、久野幸太郎の五名による強盜教唆事件（第一公訴状・38）に関する「証人」として、星に対し、東京輕罪裁判所への出

頭を命じたものである。祖父江らの予審は、すでに十八年一月に、名古屋輕罪裁判所予審係（判事補鈴木久良、浜田徳太郎）のもとで開始されていたが、その証拠があまりにも不充分であったため、同予審係は、この時点にいたって、星に対する証人訊問を決め、治罪法第百七十二条の規定⁽²³⁾にもとづき、彼の住所地の東京輕罪裁判所の予審判事に対し、「訊問ノ事ヲ嘱託」したものと思われる。

星が名古屋事件に直接関係があつたとは思えないが、彼が明治十六年八月に、東海地方を遊説し、多くの自由党員と接触していたこと、また、その当時、「東海十一州の自由党員」は、「星を戴いて其指揮の下に動く」といわれていることなどから、名古屋輕罪裁判所予審係は、星と祖父江らの関係を疑い、星に対する証人訊問をこころみようとしたのかもしれない。

しかし、星は、この呼び出しに、何としても応じたくなかったらしい。そのことを示す「星亨関係文書」所載の東京輕罪裁判所宛回答書の草稿二通は、次の通りである。⁽²⁶⁾

御
届

〔届書ニテ宜シキ也〕

星亨儀当御裁判所ニ於テ御取調ニ相成居候祖父江道雄外四名強盜被告事件ノ証人トシテ來ル廿六日出頭可致旨ノ御差紙相受申候ヘ共、同人儀ハ官吏侮辱ノ被告人ニテ當時新潟表へ滯在寵有候儀ニ御坐候ヘハ何分至急出頭ノ儀難相調候。仍テ此段御届仕候也。

星亨留守居 渡辺勘十郎

〔何人ノ名前ニ致シ可然候也〕

代人御願

一本日星亨儀証人トシテ御呼立ニ相成候ニ付別紙私直々出頭ノ上御届可申上段当然ニ御坐候得共、私儀昨今麻疹病相煩ヒ何分出頭ノ儀難相調候ニ仍テ当日代人トシテ岡部謙一郎ヲ差出シ申候。此儀御聞済被成下度奉願候。

京橋区日吉町廿一番地
星亨方寄留

ところで、治罪法の規定によれば、予審法廷において「証人」となりえたのは、(一)十六歳未満ノ幼者、(二)知覚精神ノ不充分ナル者、(三)瘡啞者、(四)公権ヲ剥奪セラレ又ハ公権ヲ停止セラレタル者、(五)重罪事件ニ付キ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ受ケ又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者等々の、いずれにも該当しない人々のみであった(第一八二条)。したがつて、前年十二月、新潟輕罪裁判所において「重禁錮六カ月」の有罪判決をうけた星の場合、右の四および五(後段)に該当し⁽²⁷⁾、彼が「証人」となる資格は、すでに失われていたことが明白であつたといわなければならない。にもかかわらず、星が高洲判事補の「呼出状」に対し、右の治罪法の規定によつてこれを拒絶することなく、前記の草稿二通にみえるごとく、もっぱら遠隔の地であること、あるいは病氣であることを理由に、予審法廷への出頭を回避しようとしたことは、寛に不可解である。

予審法廷への出廷を回避するために、もつとも有効な手段であった筈の治罪法上の規定に彼が全く論及していないことは、彼がこのとき、治罪法第百八十二条の規定を誤解していたか、もしくは見おとしていた可能性を示唆するものである。自由党名古屋事件関係者が続々と逮捕されていく状況下で⁽²⁸⁾、星が裁判所からの出頭命令に強く動搖し、高洲判補の「呼出状」そのものの法律的疑問に気づかなかつたとしても、それは無理からぬことかもしれない。

かくして、星は、治罪法の規定を誤解した(あるいは、見おとした)ことによつて、自由党名古屋事件の証人として予審法廷に立つことを回避する唯一の手段は、入獄することであると確信した。そして、ついに「呼出状」から六日目の三月三十日、彼は、大審院に対する上告の取り下げを決意するにいたつたのである。

すなわち、星が突然に上告を取り下げ、入獄を決意するにいたった最大の理由は、彼が名古屋事件関係者とのかかわりを回避したかったからであり、上掲「呼出状」は、その決意をうながす直接的契機であつたというのが、ここでの私の推定である。

- (1) 「上告趣意書」。なお、星が第一審判決に対し、「上告」を行つたのは、当時の刑事裁判において、治罪法の「控訴」に関する規定が施行停止となつていてことによる（明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七四号、手塚・前掲「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件」——森田馬太郎事件、坂崎斌事件、大庭成章事件——」・法学研究・第四十四巻第七号・七七頁）。
- (2) 林の官名は、「明治十八年七月・改正官員録・官省院庁之部」による（一一〇五葉表）。
- (3) 「上告答弁書」。
- (4) 本稿六一頁参照。
- (5) 「帰省願」。

- (6) 星の帰省をみとめる林検事補の回答は、次の通りである。
- 書面願出之趣聞届候事

新潟輕罪裁判所

検事正木昇之助代理

検事補 林 通 久

- 明治十七年十二月廿二日
- (7) 「御届」。
- (8) 「自由燈」・明治十八年一月十七日付。
- (9) (10) 「帰省追願」。
- (11) 「繪入自由新聞」・明治十八年二月二十五日付。
- (12) 「自由燈」・明治十八年二月二十八日付。

- (13) (14) 「御届」(新潟到着届)。
- (15) 「上告取下ケ願」。
- (16) 「自由燈」・明治十八年四月十二日付。
- (17) 「繪入自由新聞」・明治十八年四月五日付。
- (18) 星の上告取り下げ理由に言及した文献は、ほとんどみあたらない。わずかに星の上告取り下げは、突然のことではなく、彼の当初からの計画であつたとする伊藤痴遊氏の見解(伊藤・前掲「国会開設政党秘話」・四三二頁)がめだつにすぎない。伊藤氏の説は、彼の上告取り下げを予定の行動と考えるものであるが、それにしては、星の上告審に対する態度が意欲的でありすぎるよう思う。星が玉乃大審院長に提出した詳細な「上告趣意書」をみると、彼の上告がその真意から出たものではなかつたとは、とうていみとめがたい。
- (19) この「呼出状」が、星の留守宅(京橋区日吉町二十一番地)に送達されたのは、三月二十四日午後七時五十分のことであつたから、新潟滞在中の星がその内容を知つたのは、翌朝であつたかもしれない。
- (20) 手塚豊「自由党名古屋事件裁判考」・法学研究・第三十六卷第三号・昭和三十八年三月・四四頁、四六頁—四八頁。
- (21) 手塚・前掲論文・法学研究・第三十六卷第三号・二六頁—二七頁。
- (22) 証拠が不充分な状況は、その後も変わることなく、明治二十年二月二十日、名古屋重罪裁判所は、この強盗教唆事件に対し無罪の判決を下した(手塚豊「自由党名古屋事件判決書——続・明治法制史料雑纂(2)」・法学研究・第三十八卷五号・昭和四十年五月・九六頁)。しかし、手塚博士が指摘されるごとく、この一件が証拠不充分で無罪となつたとはいえ、祖父江道雄らが名古屋事件と全く無関係であつたとは思われない(手塚・前掲「自由党名古屋事件裁判考」・法学研究・第三十六卷第三号・四八頁)。
- (23) 治罪法第一七二条 予審判事ハ証人裁判所々在ノ地ニ住セサル時ハ其住所ノ地ノ治安判事ニ訊問ノ事ヲ嘱託スルコトヲ得。若シ証人管轄外に在ル時ハ其所在ノ地ノ予審判事又ハ治安判事ニ訊問ノ事ヲ嘱託スルコトヲ得。本条ノ場合ニ於テ呼出状ハ嘱託ヲ受ケタル判事ノ名ヲ以テ其裁判所ノ書記局ヨリ之ヲ送達ス可シ。
- (24) 小勝俊吉「海道巡回紀行日乗」・自由新聞・明治十七年十月二十二日付。

(25) 伊藤・前掲「国会開設政党秘話」・四〇七頁。

(26) 「御届」については、同文のものが二通ある。「」で示したところが、異なる部分である。

(27) 右の「公権ヲ剝奪セラレ又ハ公権ヲ停止セラレタル者」の中に、現に上告中の者を含むか否かにつき、美濃部貞亮・仁杉英編「治罪法詳解」は、「仮令上訴中ニ係リ或ハ無罪ノ言渡シヲ受クヘシトノ予想アルモノト雖モ本項ノ主義ハ其如何ニ拘ハラス惟其宣告ノ更改セラル時間ハ当然ナル証人トナサ、ルノ趣意ナリ」と述べ、これを含むものと理解している（第一三号・明治十五年・四三頁—四四頁）。

(28) 名古屋事件関係者逮捕の詳しい模様については、手塚・前掲「自由党名古屋事件裁判考」・法学研究・第三十六卷第三号・二五頁一二七頁参照。

五 新潟監獄本署の生活

三月三十日、星は、「上告取下ヶ願」を提出した直後、上告弁護人の野沢雞一に対し、次のとき書簡を送付した。⁽¹⁾

拝啓、電報ニテ疾ク御承知之通り、本日午前ニ上告取下願書ヲ新潟輕罪裁判所へ差出申候。就而者、明日頃同裁判所ヨリ大審院ヘ向ケ右願書差出可申歎ト存候。左スレハ来四月三日頃ニ大審院へ到着、其翌日又ハ翌々日指令スルトナラハ七日カ又ハ八日頃当裁判所へ聞届書來リ可申、又其翌日入獄ノ手続ニ到ルヘク、然ルトキハ来八日カ又ハ九日頃入獄致シ可申ト存候。草々不宣。

右之次第ニツキ要向ハ速カニ御申越有之度候。右ハ不敢申進候。右之事柄ハ加藤田村及家内へ御通達有之度候。

十八年三月卅日午後四時

野 沢 雞 一 様

星
亨

この書簡によると星は、自分の入獄の時期を四月「八日カ九日頃」と予測していたようであるが、実際に彼が新潟監獄本署に入獄したのは、四月十三日のことであった。彼の入獄につき、東京日日新聞は、次のとく報じている。⁽²⁾

新潟にて保釈中なる同氏は過般上告却下を願出でしが、其願書の指令は未だ到着せざるも、既に大審院に於て聞き届け相成りし事なれば刑の執行を受けたき旨の願書を認め、大塚自省氏を以て去る十三日午前九時新潟輕罪裁判所検事局へ差出せし処、掛官に於て其旨聞き届けられ、即刻本人に^(マ)出頭を命ぜられしに依り、星氏は同十一時に出頭せしに、午後一時三十分に掛官より保釈を取消す旨達せられ、直に仮監獄へ入れ、午後四時頃本監へ護送せられたりといふ。

この新潟監獄本署において、「重禁錮六カ月」の星が、明治十五年刑法第二十四条の規定すなわち「重禁錮ハ定役ニ服シ、輕禁錮ハ定役ニ服セス」なる規定により、「定役」に服さなければならなかつことはいうまでもない。

星は、ここでいかなる定役についたのであろうか。このことについて、当時の新潟監獄本署看守鈴木猶太郎は、次のことく述べてゐる。⁽³⁾

余ハ明治十六年頃ヨリ明治二十六年三四月頃マテノ間、新潟県檻獄ノ看守ニ任セラレ第一工場ノ取締ト云フ役目ヲ勤居タリシカ、明治十八年中、星先生罪ヲ得テ此檻獄ニ入来リ、而カモ第一工場ニ在テ就役スル事ト為レリ。抑モ此第一工場ト云フハ罪質ノ破廉恥ニ涉ラサル者、又ハ技芸工業等ノ素養アリテ改悛ノ状アル者、若クハ改悛ノ見込アリテ職業ヲ援ケ出獄後ニ生活ノ道ヲ得セシムル要アル者ヲ収容スル定ナレハ、既ニ囚人ヲ優遇スル所ノ処タリ。然ルニ先生ニ対シテハ更ニ又一層ノ優遇ヲ加ヘ、場ノ一隅ヲ割キ特ニ先生一人就役執業ノ処ト定メ、押丁一人ヲ別段ニ附置タリ。此ノ如キハ新潟檻獄ノ創立以来未タ曾テ類例ノアラサル取扱ナリキ。

先生ノ作業ハ、最初巻紙貼や野擢ナリキ。是ハ監獄署自身ノ需要ニ供スルモノナレハ如何ニ先生ノ手緩イ業ニテモ二三ヶ月モ仕事スレハ、一ヶ年分ノ需要ヲモ充スルコトヲ得ル訳ナレハ、其仕事ハ程ナク尽果テ、其後ハ糸縄リト変シタリ。是ハ囚人中ニ機ヲ織ル者アルニ由リ其糸ヲ簍ニ巻ク業ニシテ孰レモ座業ニ過キス。筋骨ヲ労スル荒業ニハアラサルナリ。

これにより、星は、「罪質ノ破廉恥ニ涉ラサル者」などが就役する「第一工場」に配属されたこと、さらに彼は、その中でも比較的簡単な「巻紙貼」「野擢」「糸縄リ」などの労役に従事したこと、また、新潟監獄本署は、星に対し

できる限り寛大な取り扱いで対処したこと等々が判明する。

新潟監獄本署の星に対する優遇ぶりについて、鈴木猶太郎は、さらにつづけて次のとく述べている。⁽⁴⁾

右ノ如ク先生在獄中ハ、非常ノ優遇ナリ。左レハ看守長ハ勿論、典獄ト雖、巡視ノ時ハ先生ニ對シ、中々丁寧ニ挨拶シ、決シテ作業ノ出来栄ナトヲ云々シ、労働ヲ督促スル等ノ事ナク、殆ト先生ノ氣任セニ為シ置タリト云テモ宜シキ位ナリ。然ルニ先生ハ、前述ノ如ク何時モ自己ノ課業ヲ打捨テス、出来ルタケハ手足ヲ勞シテ休マサルニ由リ、果シテ作業ノ涉ルト否トハ姑ク之ヲ措キ、其己カ本分ヲ尽スニ規丁面ナル事、及事ヲ執テ苟且ナラサル事ニハ、諸員皆感服シ居レリ。

右の鈴木談話が真実を伝えているとするならば、新潟監獄本署の優遇ぶりは、破格の厚遇策であつたといえる。そしてこれにこたえて星もまた、労を惜しまず作業にあたり、関係者が感服するほどに謹厳であつたことは、右の鈴木談話が指摘している通りである。

もつとも、謹嚴なる星も、頸城自由党の中心人物であつた八木原繁祉⁽⁵⁾らと、看守、押丁のすきをみて「豆殻」をつまみ食いするようなことはあつたらしい。この頃の星について、八木原は、次のとく述懐している。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

星君ノ新潟ノ獄ニ在ルヤ予モ時ヲ同シクシテ同獄裡ニ在リ。蓋シ獄中ニ在リテハ其婆婆ニ在ル時ノ人物ノ大小、位置ノ高下ニ論ナク、齊シク苦痛ニ堪ヘサルハ、空腹ノ時ノ苦ナリ。現ニ新潟ノ獄中ニ在リテ此苦ニ堪ヘスシテ、豆殻（染物ノ色留ヲ為スタメニ豆ノ汁ヲ絞リ取リタル其後ノ豆殻）ヲ喰ヒ、僅ニ其飢ヲ凌クモノアリシカ、一日君モ此仲間ニ入りテ、彼ノ近眼ナルニ左右ヲ顧聘シテ看守押丁ノ在否ヲ窺ヒ、之ヲ摘ミ喰ヒセシ其時ノ有様カ、今モ尙歴々トシテ眼前ニ見ルカ如シ。

十月五日、満期出獄を目前にした星は、新潟監獄本署の獄中より、彼の止宿先の小川甚四郎に対し、次のとく書き簡を送付した。⁽⁸⁾

拝啓仕候。陳者拙者^(マイ)義來十日午前第十時以前ニ放免ニ相成候筈ニ有之候。就テハ、予テ御預ケ置候衣服及小キ「カバン即「手提

ヲハ、右十日午前第八時頃迄ニ当監獄署へ御持参被下度候。右御依頼申入候。草々不宣。

明治十八年十月五日

新潟監獄本署在監

星
亨

新潟上川前通五番町

小川甚四郎殿

満期出獄の日に「衣服及小キカバン」を持参するよう依頼する右の星書簡には、出獄の日を待望する彼の心情がこめられている。百八十日間におよぶ星の獄中生活も、その終止符をうつときが、ようやくおとされたのである。⁽⁹⁾

十月十日午前八時三十分、星は、新潟監獄本署を満期出獄した。彼の出獄の模様を伝える「新潟新聞」の記事は、次の通りである。⁽¹⁰⁾

……星氏は昨日午前八時三十分出獄せしに付、東京より来着せし加藤平四郎、野沢雞一の両氏を始め、本県下の鈴木昌司、小柳卯三郎、山際七司、其他の諸氏數十名は、星氏の出獄を迎として当監獄本署の門前まで赴きしが、星氏の出獄するや、兼々用意し置きたる烟火を打揚けて、之を祝し、星氏は人力車にて上大川前通五番町小甚方へ着したり。

いつたん「小甚方」すなわち止宿先の小川甚四郎方におちついた星は、このあと堀田楼で開催された出獄慰労会にのぞんでいる。新潟県内外から參集した旧自由党員たちの手による慰労会は、彼にとつて何よりもなぐさめであつたに相違ない。

それから六日目の十月十六日、星は、東京に帰省した。彼を上野駅に出むかえた人々の歓迎ぶりを「自由燈」は、次のごとく伝えている。⁽¹¹⁾

星氏は昨十六日午前九時三十分発の汽車にて高崎を発し、午後二時上野に着せられしが、同日同所へ出迎ひの人々は、大井憲太郎、大江卓、北田正董、中島又五郎、佐藤終吉、仁杉英、山東直砥、西村玄道、石塚重平、大河原毎太郎、神山八弥及び越後の小金井権三郎の諸氏を始めとし有一館生徒並びに見光社旭橋活版所の両社員其他在京旧自由党員等無慮百余名、また横浜の福井、田代二氏は赤羽停車場まで出迎はれ、同氏の着せらるるや一斉に拍手して其無事なるを祝し、覚えず歓呼したる様は、いと勇しく見えたりし。星氏は少しく西瘦たるも体軀は至つて健康にして、同時総出迎員へ答礼し、畢りて北堂細君と手を携さへて設けの馬車に駕し恙なく新橋日吉町へ帰宅されたり。

かくして、星亨官吏侮辱事件は、星が満期出獄したことにより、その全てが落着することになった。明治十七年九月二十一日に事件が発生して以来、一年一カ月日のことであつた。

なお、星の右犯罪は、明治二十二年、憲法發布にともなう大赦（勅令第一二号）により消滅したこと⁽¹²⁾、また、これにより、彼は、同年三月十五日、代言人資格を回復し、東京代言人組合に所属することになつたことを附記しておく。

- (1) 明治十八年三月三十日付星亨より野沢雞一宛書簡（「星先生伝記資料」卷之二・第七回・自由党員初期時代）。
- (2) 「東京日日新聞」・明治十八年四月十八日付。
- (3) (4) 鈴木猶太郎氏談（前掲「星先生伝記資料」・自由党員初期時代）。
- (5) 当時、八木原は、頸城自由党的同志小林福宗へ送った手紙によつて不敬罪に問われ、十八年四月一日、新潟輕罪裁判所高田支庁において、重禁錮二年の判決をうけ、新潟監獄本署に服役中であつた（手塚豊「明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(1)——八木原繁祉事件——」・法学研究・第四十五卷第六号・昭和四十七年六月・六四頁以下）。
- (6) 小金井権三郎君談話・一（前掲「星先生伝記資料」・自由党員初期時代）。
- (7) 八木原のほかに、この当時、新潟監獄本署に入獄した者として、高田事件の報道をめぐつて、新聞紙条例に問われた「高田新聞」の市島謙吉がいた。しかし、市島謙吉「獄窓旧夢談」（「獄政論」・新日本刑事学叢書・第一巻・一九八頁以下）には、星亨についての記述は、みあたらない。

(8) 明治十八年十月五日付星亨より小川甚四郎宛書簡（前掲「星先生伝記資料」・自由党員初期時代）。

(9) 明治十五年刑法によれば、刑期は、「一月ト称スルハ三十日ヲ以テ」計算され、しかも「受刑ノ初日」は、「時間ヲ論セヌ一日ニ算入」し、「放免ノ日」は、「刑期ニ算入セス」と定められていた（第四九条）。したがつて、四月十三日に入獄した星が「重禁錮六カ月」の刑期をおえて、満期出獄するのは、十月十日と計算できる。

(10) 「新潟新聞」・明治十八年十月十一日付。

(11) 「自由燈」・明治十八年十月十七日付。

(12) このことを示す「証明書」の全文は、次の通りである。

當時東京府京橋区築地壱町目(ママ)

五番地寄留栃木県平民

星

亨

右之者明治十七年十二月十八日新潟輕罪裁判所ニ於テ官吏侮辱之罪ニ因リ重禁錮六月罰金四拾円之言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終ハリタル處、右ハ明治二十二年勅令第十二号ニ因リ大赦ヲ得タルヲ以テ茲ニ之ヲ證明スル者也

新潟輕罪裁判所

印

檢事 鈴 樹 忠 吉

明治二十二年三月九日

(13) 明治二十二年三月十五日付「代言人免許下付状」ならびに同月同日付「代言人免許届」の全文は、次の通りである。

星
亨

右代言職復願聽許ノ上其筋ヨリ送致相成候条乃チ下付スルモノ也

東京始審裁判所

檢事 湧 美 友 成印

明治廿二年三月十五日

代 言 免 許 届

拙者義従前当組合代言人ニ候テ除名相成候処今回大赦復權ニ依リ代言人ノ資格回復シ本日免許状下付相成候ニ付當組合員ニ復旧致候。此段及御届候也。

明治廿二年三月十五日

東京組合代言人会長

元 田 肇 殿

京橋区築地一丁目五番地
寄留栃木県平民

星 亨

六 む す び

以上において私は、明治十七年、星亨官吏侮辱事件の全容とその処理の過程を考察し、その間、官吏侮辱罪の適用は、新潟警察署の当初からの方針ではなかったこと、しかし、同警察署は、一旦、官吏侮辱罪適用の方針を固めると、偽りの監臨官調書を作成するなど星を有罪に追いこむため、あらゆる手段を行使したこと、これに対し、星は、第一審の有罪判決後、ただちに大審院へ上告の手続きをとつたものの、自由党名古屋事件の証人出頭命令を契機に、その意思がゆらぎ、ついに入獄を決意したとみられることなど、これまで不明とされてきた諸事情を種々明らかにしたつもりである。

この事件の経緯は、当時の新潟警察署、新潟始審裁判所検事のいずれもが、いかに執念深く自由党を敵視し、同党幹部の処断にあたっては、信じがたいほどに強引であつた実態をわれわれに示している。しかし、同時に、たとえそ

のような状況下にありながらも、たとえば、新潟監獄本署の対応にみられるごとく、その取り扱いがきわめて丁重なところもあつたという事実は、権力機構の一端をになう人々のなかにおいてできえ、星に対し、畏敬の念を抱く者が、少なからず存在していたことを示唆している。一般犯罪人とは異なる政治犯に対し、特別の感情を抱いていたのは、何も一部支持者だけではなかつたのである。

ところで、星亨官吏侮辱事件は、あたかも自由党が、その資金募集の失敗から、解党の危機に直面していたときに発生した一事件であった。しかも星は、明治十六年夏、同十七年春の二回にわたり、板垣退助を説得し、彼に解党論を撤回させた経歴をもつ党内実力者⁽¹⁾であつたから、この事件の勃発により、彼が十七年秋の大会に出席できなかつたことの政治的波紋は、すこぶる甚大であつたといわなければならぬ。もしも、星が、右の事件で拘引されることなく、大阪太融寺⁽²⁾において開催された自由党大会に出席することができたとするならば、党内でもつとも強硬な解党反対論者であった星が、自由党の解党に反対しなかつた筈はなく、たとえその結論において異なるところがなかつたとしても、同大会の波乱は、まぬかれなかつたに相違ない。

その意味で、この事件は、単にその当時多発した官吏侮辱事件の一事例にとどまるものではなく、それが及ぼした政治的影響の大きさからみて、自由党史上の重大事件であつたというべきであろう。

(1) 拙稿「自由党の解党について」・近代日本史の新研究I（手塚豊編著）・昭和五十六年十月・一二一頁・註12参照。

(2) 「自由党史」そのほかの諸文献において「太融寺」とあるのは誤りで、「太融寺」が正しい。なお、太融寺は、今日まで移転することなく、その位置に、変更はないが、当時の建物、記録は全て焼失したことである（太融寺住職麻生恵光氏の御教示による）。

追記 本稿を起草するにあたっては、手塚豊博士より、いつものごとく懇切丁寧なる御教示を賜った。博士の御紹介により、東京世田谷の星家（当主星光氏）を訪ね、現在、国立国会図書館憲政資料室に委託保管されている「星亨関係文書」の閲覧ならびに複写のお許しをえたことは、筆者にとって大きな慶びであった。博士ならびに星御夫妻のこうした暖かい御援助がなかつたならば、おそらくこの拙ない小論ですら、できなかつたに相違ない。また、本件資料の蒐集にあたつては、国立国会図書館憲政資料室、国立公文書館、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫より格段の御高配を賜つたほか、畏友藤田弘道氏（大阪学院大学助教授）よりは、種々の御助言を頂戴した。ここに記してこれらの方々の学恩と御厚意に対し、深甚なる謝意を表したい。

（昭和五十七年六月二十日稿）